

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に雇用され、段ボール製造業務に従事していた。

2 請求人は、平成〇年〇月〇日、製造ラインで仕上がった段ボールシートをパレットへ積載する作業中、パレット搬送台につまずいて転倒し、負傷した。

請求人は、同日、C病院を受診し、「左膝関節打撲捻挫、左膝挫傷、両踵骨骨膜炎、両アキレス腱炎、左前十字靭帯損傷、左内側側副靭帯損傷」と診断され、その後、複数の医療機関を受診した後、D病院を受診し「左膝滑膜炎、左前十字靭帯損傷、左膝内側側副靭帯損傷、末梢神経障害」と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日をもって治癒（症状固定）した。

3 本件は、請求人が治癒後、障害が残存するとして障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことにつき、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

#### 1 請求人

(略)

#### 2 原処分庁

(略)

### 第4 争点

請求人に残存する障害が、障害等級第14級を超える障害に該当する障害であると認められるか。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 理由

#### 1 当審査会の事実認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

請求人は、左膝に手術痕があり、左膝下の足全体が痛み、左膝関節の可動域は制限されている旨主張していることから、請求人に残存する障害として検討すべきは、①醜状障害、②膝関節の機能障害及び③神経症状であると認められる。

##### (1) 醜状障害について

請求人の左膝には、てのひら程度の間隔において2つの手術痕が認められるものの、それらの大きさはいずれも7mm×5mmであるから、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、障害等級に該当する程度に至らないと判断する。

##### (2) 膝関節の機能障害について

ア E医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書において、治癒年月日を同日としており、当審査会としても、請求人の療養の経過から、同医師の意見は妥当であると判断する。

同医師は、上記診断書において、左膝の関節可動域を「伸展0° 屈曲120°」（健側伸展0° 屈曲140°）と記載している。また、同年〇月〇日の労働基準監督署での測定では、「伸展0° 屈曲115°」（健側伸展0° 屈曲140°）とされている。

以上により、治癒時点においては、請求人の左膝関節の可動域は健側の可動域角度の3/4以下には制限されていないことが認められる。

イ　ところで、請求人はF医師による、要旨、「現在の左膝関節の可動域は伸展 $-20^{\circ}$  屈曲 $60^{\circ}$  と右膝（伸展 $0^{\circ}$  屈曲 $120^{\circ}$ ）に比べて著明な制限を認めている」と記載された平成〇年〇月〇日付け診断書を提出し、左膝関節は可動域が $3/4$ 以下に制限されている旨主張している。

しかし、D病院の診療録によると、同医師が治癒後の平成〇年〇月〇日、同年〇月〇日に行った左膝関節可動域測定においては $3/4$ 以下の制限はみられない。ところが、同年〇月〇日には可動域制限が突然悪化（ $-5^{\circ}$ 、 $60^{\circ}$ ）し、同年〇月〇日付け診断書にも「伸展 $-20^{\circ}$  屈曲 $60^{\circ}$ 」と記載されている。

同医師は上記診断書において、可動域制限が悪化した医学的理由を述べておらず、上記診療録によれば、同年〇月〇日のMRI検査において、「明らかな新規病変は認めません」と記録されていることに照らせば、請求人が主張する左膝関節可動域（伸展 $-20^{\circ}$  屈曲 $60^{\circ}$ ）は不自然であり、これを治癒時点での関節可動域角度として採用することはできない。

よって、当審査会においても、決定書理由に説示するとおり、治癒時点において、請求人の左膝関節の可動域は、健側の $3/4$ 以下に制限されているとは認められない。

### （3）左膝関節部の神経症状について

ア　F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、左膝痛により独歩困難で、病因不詳の可動域制限と疼痛が残存するため松葉杖歩行の必要ありとしつつも、神経症状については、「通常の労務に服することはできるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの」に該当すると述べている。

また、同医師は、請求人が提出した同年〇月〇日付けの診断書において、多くの自覚症状を記述するとともに、通常の労務はできない状態である旨記載しているが、請求人に生じた症状や通常の労務はできない状態と判断した医学的根拠についての記述は、同診断書に認められない。

イ　G医師は、平成〇年〇月〇日付け鑑定書において、要旨、「請求人の左膝関節には既存のタナ障害があり、受傷当初からの有痛性運動制限の一因となっていた可能性があり、今回の受傷が既存のタナ障害を増悪させ滑膜増生を生じさせた可能性はあるが、左膝関節に重篤な障害を示す他覚的所見は認められておらず、障害が残存しても軽度なものと考えられる。したがって、請

求人者の左膝関節に残存する障害は『通常の労務に服することはできるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの』に相当する。」と述べている。

ウ 当審査会においても、改めて一件記録を精査したが、G医師の意見は妥当であり、決定書理由に説示のとおり、求人者の左膝関節部に残存する神経症状は、障害等級第14級の9「通常の労務に服することはできるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの」に該当するものと判断する。

(4) 以上のことから、求人者に残存する障害は、左膝の神経症状のみであり、その等級は、障害等級第14級の9「局部に神経症状を残すもの」と判断する。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、求人者の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。